

自己判定方式（写真による判定）による写真撮影のポイント

住家の被害の程度が明らかに軽微であり、申請者が「準半壊に至らない（一部損壊）」という被害の程度に同意できる場合は、自己判定方式による判定が可能です。自己判定方式は、実地調査を行わず、申請者が撮影した写真により判定を行うため、短期間で罹災証明書をお受け取りいただけるというメリットがあります。
なお、「準半壊に至らない（一部損壊）」とは、1棟の家屋で被害が10%未満の罹災判定のことです。

【自己判定方式の写真撮影のポイント】

- ①家の外と中の写真を撮る ②全体と被害部分の写真を撮る

<家の外の写真の撮り方>

まず、家の全景を、カメラ・スマホなどでなるべく4方向から写真を撮るようにします。

次に、被害を受けた箇所を部分別に撮ります。

部分別とは、①屋根②外壁③基礎④ドアや窓などの建具⑤配管やベランダ等の設備

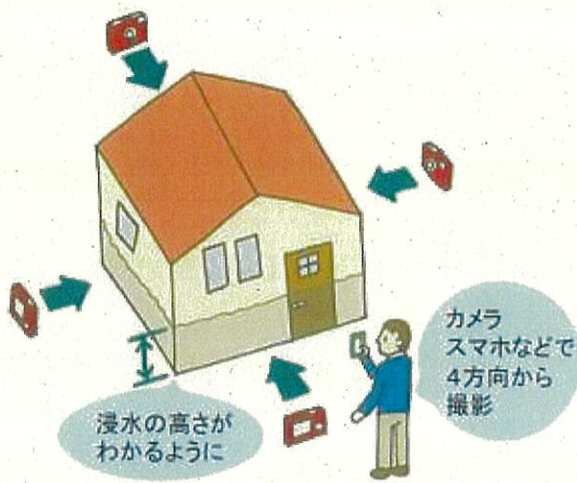
いずれも全体と被害を受けた部分を撮影しましょう。

水害の場合、床下浸水が自己判定方式の対象です。浸水の深さがわかるように、地面から外壁や基礎などに残っている跡までの高さを、メジャーなどをあてて測り、目もりが見えるようにして撮ります。

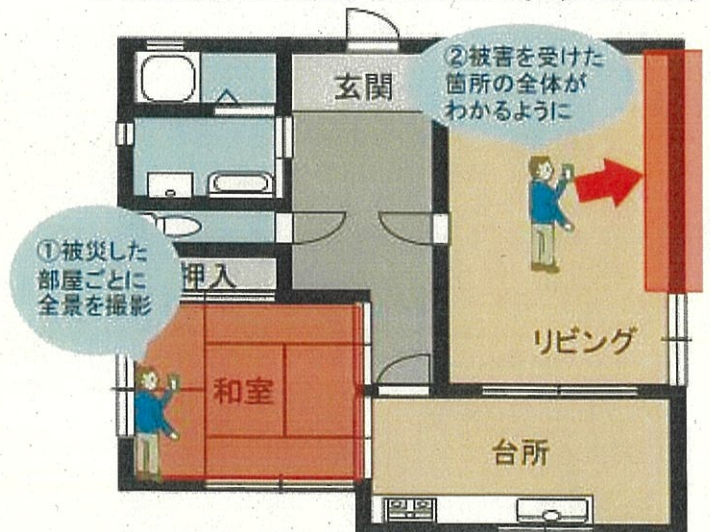
<家の中の写真の撮り方>

家の中は、被災した部屋の全景写真と被害箇所のアップの写真の両方を撮影しましょう。

撮影箇所は、①構造部分（内壁、床、天井、柱）②建具（窓、ドア、襖、障子 など）③設備（システムキッチン、洗面台、便器、ユニットバス など）



★被害を受けた部屋・箇所は全て撮影しましょう



【一部損壊の代表例】

